

女性の権利 110番

女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント）や離婚に関する諸問題、職場における差別、同性婚に関することなど、女性の権利一般に関する無料法律相談を実施します。各弁護士会でこれらの問題に詳しい弁護士が、対処の方法や正しい法律知識を提供し適切なアドバイスを行います。お気軽に御相談ください。

職場に性差別がある

離婚するには
どうしたら・・・

私もセクハラ被害
を受けた

ストーカー被害
にあっている

夫の暴力から
逃げたい

養育費ってどのくら
いもらえるの？



日時 6月28日（金）午前10時～午後4時

場所 高知弁護士会館（高知市越前町1-5-7）

◆ 面談相談

予約不要。直接高知弁護士会館にお越しください。

◆ 電話相談

☎ 088-826-7030（当日のみつながります。）

主催 高知弁護士会・日本弁護士連合会

問合せ先：088-872-0324

6月23日から29日を中心に全国各地で実施します。面接相談を行うところもあります。詳細は裏面を御覧ください。